

## 議第45号

平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例（平成23年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例

第1条中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同条第1号中「100分の7」を「100分の6」に改め、同条第2号中「100分の5」を「100分の4」に改め、同条第3号中「100分の3.5」を「100分の2.5」に改め、同条第4号中「前3号に掲げる職員以外の職員」の右に「（次に掲げる職員を除く。）」を加え、「100分の1.3。ただし、次に掲げる職員にあっては、100分の1とする。」を「100分の0.8」に改める。

第3条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度から平成19年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成14年滋賀県条例第70号）は、廃止する。